

墨田区保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第14号

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「入所できる」を「入所することができる」に、「保育の実施」を「保育所における保育」に改める。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 次の表の左欄に掲げる保育所の位置は、平成22年4月1日から墨田区規則で定める日までの間は、別表の規定にかかわらず、当該右欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
墨田区花園保育園	墨田区東向島一丁目4番4号

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。